

# 未熟児養育医療について

身体の発育が未熟な状態（出生時体重 2,000 g 以下）で生まれ、入院を必要とする乳児に対し、指定医療機関でその治療に係る医療費を公費で負担する制度です。

## 1. 対象となる赤ちゃん

身体の発育が未熟な状態で生まれ、医師が入院養育を必要と認めた赤ちゃん

## 2. 申請に必要なもの

- (1) 養育医療給付申請書（保護者が記入）
- (2) 世帯調書（保護者が記入）
- (3) 養育医療意見書（主治医が記入）
- (4) お子さまの健康保険証（お子さまの加入手続きを済ませてください。）  
※申請時に健康保険証が間に合わない場合は、お子さまの保険証が発行されたら、速やかに写しを郵送又はご持参願います。
- (5) 個人番号カードまたは通知カード（世帯調書に番号記入のため家族全員のものがが必要です。）
- (6) 申請者の身分証明書（免許証等）
- (7) 養育医療の徴収金に係る申出書（下記(4)のよる申出書）

※申請後、審査にて承認されると、決定通知書及び養育医療券を郵送（申請後 1 か月程度）いたします。届いたら病院の担当窓口に提示してください。

## 3. 注意事項

- (1) 出生後、速やかに申請してください。（原則 1 か月以内）
- (2) 入院中に申請事項に変更(医療機関・入院期間・保険証・住所等)がある場合は、変更手続きが必要です。
- (3) 保険対象外のおむつ代・差額ベッド代等は養育医療の助成対象となりません。
- (4) 養育医療の自己負担金は、市町村民税額に応じて決定されますが、「子ども医療費助成金」を充てて納付に替えることができます。養育医療費自己負担金額から子ども医療費助成制度を適用した後の金額が、自己負担金となります。申請時に養育医療の徴収金に係る申出書の提出が必要となります。

—問合せ先—

〒270-1492 白井市復 1 1 2 3

白井市役所 子育て支援課 子育て支援係

電話：047-497-3487

Email：kosodate@city.shiroi.chiba.jp